

GREEN×EXPO 2027 みんなの地元で応援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、GREEN×EXPO 2027 の機運醸成を目的として、公共花壇等への「GREEN×EXPO 2027 応援看板（以下、「応援看板」という。）」設置について、必要な事項を定める。

(事業内容及び対象者)

第2条 本事業は、前条の目的を達成するため、地域で植栽活動を行う団体に対し応援看板の配布を行うものである。

2 対象者は、本事業の目的を理解し、地域の街路や公共花壇など、公共的な花壇に応援看板を設置すること。

なお、花壇設置に係る必要な手続きは団体の責任において確実にを行うこと。

3 対象者は、本事業配布品の販売及び配布品を用いた請負業務等により報酬を受け取ってはならないものとする。

(申請)

第3条 申込時期は、令和6年8月23日（金）から令和6年9月30日（月）までとする。

2 希望する団体の代表者は、「GREEN×EXPO 2027 応援看板申請フォーム」より申請するものとする。

3 申請は、原則として1団体1件までとする。

4 申請が多数の場合は抽選とする。

(配布内容)

第4条 応援看板の仕様は、別紙のとおりとする。

2 応援看板は、原則として1団体につき10本を上限として配布する。

3 応援看板の配布を決定した団体には、「GREEN×EXPO 2027 応援看板配布決定通知書」（様式1）により通知するものとする。

4 応援看板は、団体が所在する市町村窓口等で配布を行う。

(設置期間)

第5条 応援看板の設置期間は、原則としてGREEN×EXPO 2027 終了までとする。

2 設置期間中に応援看板の設置が困難になった場合は、速やかに農業振興課に報告するものとする。

(設置確認)

第6条 農業振興課は、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(配布の取消し)

第7条 農業振興課は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、応援看板の配布を取り消すものとする。

- (1) 応募内容に偽りがあったとき。
- (2) 応援看板の設置を適切に行うことができないとき。
- (3) 応援看板設置団体から辞退の申出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、農業振興課が応援看板の設置が適切でないと認めるとき。

(設置団体の責務)

第8条 応援看板の設置に関し生じた責任は、設置団体が負う。

(設置報告)

第9条 応援看板の設置団体の代表者は、設置を完了したときは、速やかに「GREEN×EXPO 2027 応援看板設置完了報告書」(様式2)を農業振興課へ提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は、農業振興課において定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年8月23日から施行する。

様式1

農振 第 号
令和 年 月 日

GREEN×EXPO 2027 応援看板配布決定通知書

団体名
代表者名 様

神奈川県環境農政局農水産部農業振興課
国際園芸博覧会推進担当課長

年 月 日付で申請のありました、GREEN×EXPO 2027 応援看板申請につきまして
は、次のとおり決定しましたので、通知します。

1. 配布本数

2. 配布場所

問合せ先
国際園芸博覧会推進グループ
電話 045-285-0339 (直通)

様式2

GREEN×EXPO 2027 応援看板設置完了報告書

神奈川県環境農政局農水産部農業振興課
国際園芸博覧会推進担当課長 殿

団体名称

代表者氏名

以下のとおり、設置が完了しましたので、報告します。

1 設置場所

2 設置年月日

令和 年 月 日 ()

3 設置状況・設置後写真

(設置後の写真を数点提出してください)